

会 議 録

枚方市ホームページ掲載用
会議録(部分公表)

会 議 の 名 称	令和7年度 第1回枚方市美術推進委員協議会
開 催 日 時	令和7年7月24日(木) 13時 から 15時まで
開 催 場 所	枚方市総合文化芸術センター別館3階第3会議室
出 席 者	委員：橋爪節也会長、平井啓修副会長、小川知子委員、小口斉子委員
欠 席 者	なし
案 件 名	(1) 協議会の運営について (2) 報告事項 ①令和7年4月から令和7年7月に係る事業報告について ②総合文化芸術センターひらしん美術ギャラリーの利用結果 (3) 協議案件 ①令和7年度の主な事業予定 ②総合文化芸術センターひらしん美術ギャラリーの利用予定 (4) その他 ①枚方市展応募者属性について ②寄贈作品について ③ひらかたの美術家展への出品希望者について ④市所蔵作品の修復計画について
提出された資料等の称	《会議資料》 資料1 枚方市美術推進委員名簿 資料2 令和7年4月から7月に係る事業報告 資料3 総合文化芸術センターひらしん美術ギャラリーの利用結果 非公開 資料4 今後の事業予定 非公開 資料5 総合文化芸術センターひらしん美術ギャラリーの利用予定 非公開 資料6 枚方市展応募者属性について 非公開 資料7 寄贈作品について 非公開 資料8 枚方の美術家展への出品希望者について 非公開 資料9 市所蔵作品の修復計画について(案) 非公開 資料10 枚方市専門委員会設置規則 資料11 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程等(抜粋) 資料12 枚方市美術推進委員協議会の傍聴に関する取り扱い要領(案)
決 定 事 項	(2) 報告事項については各委員に確認した。 (3) 協議案件については各委員の意見を踏まえて実施していく。 (4) その他 ①枚方市展の応募者を増やすために募集要項の配布先についてご意見いただき配布先に加える。 ②美術品寄贈についてはリストを見直した上で収受する方向で進める。 ③枚方の美術家展の新規出品作家については、美術家の推薦を得られたことを確認して出品承認する。 ④美術品修復は基準を再整理し、計画を立案する。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。

会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	部分公表 枚方市情報公開条例第5条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行う会議の会議録のため。
傍聴者の数	なし
所管部署 (事務局)	観光にぎわい部 文化生涯学習課

審 議 内 容	
1. 開会	
事務局：	定刻となりましたので、ただ今から、令和7年度第1回枚方市美術推進委員協議会を開会いたします。委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。本日、会長及び副会長の選出まで司会進行を務めさせていただきます、文化生涯学習課長の川原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日、第1回目の協議会においては、会議の公開・非公開が決定されるまでは、本市の規定に基づき公開とさせていただいております。後ほど公開・非公開をご決定いただく予定でございます。また、協議会の会議録の内容の正確性を期すため、補助的に会議を録音させていただきたいと考えています。よろしくお願いいたします。それでは、まず開会にあたり事務局を代表いたしまして、観光にぎわい部次長の山門からご挨拶させていただきます。
事務局：	(次長のご挨拶)
事務局：	続きまして、次第の2、委員紹介でございます。お手元の資料1、こちらをご覧くださいませでしょうか。この委員名簿は、お名前の五十音順で作成しております。では、この名簿に基づきまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。 (委員のご紹介)
事務局：	以上、4名の委員の皆様でご審議いただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。なお、委嘱状につきましては、本来お1人ずつ手渡しするべきところでございますが、時間の都合上、机の封筒の上に置かせていただいております。ご了承のほど、よろしくお願いいたします。次に、本協議会は令和7年度第1回目でございますので、事務局の職員を順次ご紹介させていただきますと思います。 (事務局のご紹介)
事務局：	以上、どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。1枚目は本日の次第となっております。続きまして、資料1、枚方市美術推進委員名簿、資料2、令和7年4月から7月に係る事業報告、資料3、枚方市総合文化芸術センター ひらしん美術ギャラリーの利用結果、資料4、今後の事業予定、資料5、総合文化芸術センター ひらしん美術ギャラリーの利用予定、資料6、枚方市展応募者属性について、資料7、寄贈作品について、資料8、枚方の美術家展への出品希望者について、資料9、市所蔵作品の修復計画について、資料10、枚方市専門委員会設置規則、資料11、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程等抜粋、資料12、枚方市美術推進委員協議会の傍聴に関する取り扱い要領案となっております。過不足等はないでしょうか。 続きまして、次第の3、正副会長の選出についてでございます。専門委員会設置規則第5条第2項の規定により、委員の互選によることとなっておりますが、委員の皆様、いかがいたしましょうか。事務局一任でよろしいでしょうか。
委員：	事務局一任で大丈夫です。
事務局：	ありがとうございます。では、ただ今、事務局に一任というご意見がございましたので、そちらで進めたいと思いますが異議はございませんでしょうか。
委員：	(異議なし)

事務局：	ありがとうございます。それでは、事務局といたしましては、今期の会長につきましては橋爪委員、副会長には平井委員にお願いしたいと思いますが皆様よろしいでしょうか。
委員：	異議なし
事務局：	ありがとうございます。委員の皆様からご了承いただきましたので、会長は橋爪委員、副会長は平井委員にお願いしたいと思います。 それでは、橋爪会長、平井副会長、席の移動をお願いいたします。(会長・副会長、席移動) それでは、橋爪会長ならびに平井副会長、一言ずつご挨拶をいただけますでしょうか。
会長：	橋爪です。枚方市も昨年、大阪美術学校創立 100 年展を開催し、いよいよ主体的に、枚方市のことを発信するようになってきましたので、この先、非常に期待しております。以上でございます。
副会長：	平井です。よろしくお願いします。まだまだ、ここの委員にならせていただいてそれほど時間は経っていないところもありますが、副会長として、この協議会が充実したものになるように、橋爪会長と一緒に頑張れたらと思います。よろしくお願いします。
事務局：	それでは、ここからの進行は橋爪会長にお願いしたいと思います。橋爪会長、よろしくお願いします。
会長：	はい。分かりました。それでは、協議会の次第にあります、4. 協議会の運営について、事務局より説明をお願いいたします。

2. 協議会の運営について

事務局：	それでは、説明及び提案をさせていただきます。この会議の公開又は非公開及び会議録の公表等についてご説明し、その決定についてお諮りするものでございます。お手元の資料 11.「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」をご覧くださいませでしょうか。1 ページ目、第 3 条により、審議会や協議会などの会議につきましては公開となっておりますが、但し書きにより公開しないことができる場合が規定されており、第 2 号に枚方市情報公開条例第 5 条の規定による非公開情報が含まれる場合は公開しないことができるとあります。枚方市情報公開条例第 5 条につきましては、4 ページ目以降に掲載しております。この非公開情報につきましては、個人に関する情報や検討又は協議に関する情報が該当するもので、本協議会では、特に検討又は協議に関する非公開情報について調査・協議を行うために、従来から非公開としているものです。このことから、報告事項、協議案件につきましては、非公開情報が含まれているため、非公開とすることが適当だと考えております。なお、会議の公開又は非公開の決定等につきましては、第 3 条により本協議会で諮ることとされておりますので、ご審議をお願いするものでございます。 次に、会議録の作成につきましては、資料 11 の 2 ページ目、第 6 条 4 項、こちらに基づき、全文筆記又は全文筆記に近い要約筆記とし、公表につきましては、個人に関する情報を除き公表とすることが適当であると考えております。公表の時期といたしましては、議題の時期が終了した段階で、個人に関する情報を除き公開することが適当と考えております。会議録については、裏面に枚方市情報公開条例を掲載しておりますので、併せてご参照ください。会議録の公表につきましては、資料 11 の 3 ページ目、第 7 条第 3 項、こちらの網掛け部分のとおり、所管部署での閲覧、行政資料コーナーへの配架、市ホームページへの掲載によって閲覧に供するものとされております。 最後に、会議の傍聴の取扱いについてです。資料 12 をご覧くださいませでしょうか。枚方市美術推進委員協議会の傍聴に関する取り扱い要領案に従って実施することを考えております。以上、
------	--

	会議の公開、会議録及び傍聴について協議いただきますよう、よろしくお願いいたします。
会長 :	説明ありがとうございました。会議の公開又は非公開については事務局の提案のとおり、報告事項・協議事項につきまして非公開情報が含まれているため非公開、会議録については全文筆記又は全文筆記に近い要約筆記として、個人に関する情報を除き、議題の時期が終了した段階で公表、また傍聴についても事務局の提案のとおりとすることにご異議ありますか。少し質問ですが、非公開にする具体的な例えはありますか。
事務局 :	本日の案件でも協議案件のところで、枚方の美術家展への出品希望者における個人情報に関わること、また、ご寄贈の申請などにおいて、場合によっては評価額の鑑定もあります。
事務局 :	例えばあまり評価が高くない場合などにおいて、委員が議論している生の声を直接、傍聴者に聞かれてしまうこととなるため、委員の皆様も客観的なお話もしにくくなるだろうという判断のもと、これまでも非公開で協議されていることもあり、非公開にしたかどうかと事務局は考えます。
会長 :	委員の方から、これは非公開の方がいいのではないかとということもあり得ますか。
事務局 :	あくまでも協議会の委員の皆様にご決定いただくという形でございます。
委員 :	現在は傍聴が可能なんですね。
事務局 :	1回目につきましては、まだ公開か非公開が決まっておきませんので、今は公開の場になっております。今ここで非公開と決定されれば、その瞬間から非公開になります、2回目以降も、非公開というような形です。
会長 :	非公開としているのはどういう審議会なのか。
事務局 :	私が知っている範囲では、指定管理者の選定委員会については、プレゼンテーションがあったり、色々センシティブな議論もありますので、非公開となっています。文化芸術の審議会は公開でさせていただいています。やはり個人情報や、協議内容が協議過程の中で漏れると具合が悪いというようなものについては非公開となっているケースが多いです。
会長 :	皆さん、どうですか。非公開という提案ですけども、それでよろしいですか。特にご異論ないですか。
委員 :	(委員の同意)
会長 :	特に異論なしということで本件はただ今申し上げたとおり決定します。本日の傍聴者は何名ですか。
事務局 :	本日の傍聴者はございません。
3. 案件	
会長 :	本日、傍聴者はないようですので、引き続き会議を続けます。次第にあります5の案件に移ります。1、報告事項、令和7年4月から令和7年7月に係る事業報告についてのご説明をお願いいたします。

事務局：	(資料2について事務局より説明)
会長：	ありがとうございました。ただ今のご説明について、何かご意見、ご質問等はございますか。
委員：	ここに来る時に総合文化芸術センターの所蔵品の作品展示を見てきて、本当に素敵だなと思いました。本当に正直な感想ですけども、玉本さんの作品も、前の協議会の時ではペーパーで見たんですけども、実際に展示しているのを拝見すると、非常にいい作品が入ってくれて本当に嬉しく思いました。また、結構高校生や、いろんな方がやっぱり見に来られているのも分かりましたし、ああいう場ができたことでとても良かったと思います。以上です。
会長：	他にどなたかご意見ありませんか。では私からの質問ですが、矢野橋村推しでずっとやっていますが、何か統一した打ち出しはできたのでしょうか。報告のあった橋村没後60周年展示では、矢野橋村が枚方市で展示される時は、橋村というのを統一してやっていたのでしょうかという質問です。没後60年記念矢野橋村展というのは御殿山で開催しており、あとはどこかやっていたのですか。
事務局：	総合文化芸術センターで展示しました。
会長：	総合文化芸術センターでもやっているから、それぞれと連携というのはあったのですか。広報とかに関して。
事務局：	市のホームページなどはもちろん御殿山の情報ももらって、市のホームページやSNSなどでアップしていて、チラシについてはそれぞれの後援でチラシ作っていただきました。
会長：	つまり、何が言いたいかというと、矢野橋村というのが枚方にとって大きな素材・材料であるから、来年も再来年も同じように、分散的に開催されるのでしょうか。去年は集中したからよかったけど、長期展望でどうするのかという案はお持ちかなと。
事務局：	枚方市としては、5年後の枚方移転100年の時に、前回のように大きな形でできるかどうかは正直難しいかもしれませんが、節目節目で打ち出すことを考えたい。市所蔵作品数も限られていますので、同じものばかり公開しても、多分飽きられてしまうこともあり、今回、御殿山の方では没後60年という形で、2年続けてやっていただきましたが、市としては大阪美術学校の跡地で、御殿山の方で矢野橋村に目を向けていただいて、こういう形で続けていただくということは、我々としては非常にありがたいと思っています。作品についても他館からお借りいただいたり、地域の方から新しいものをお借りいただいたりということで、できるだけ被らないような形で作品を集めていただいて展示する努力もしていただいていますので、今後も続けられる範囲で続けていけたらと思います。
会長：	あと、斎藤与里と福岡青嵐を単独でやるような、そういうタイミングというのはいつあるのですかね。例えば、福岡青嵐生誕何年とか。福岡青嵐の作品はあまり無いと思いますが、斎藤与里は結構あると思う。借りて来るのに費用がかかりそうですが。その辺りも作戦としては考えていた方がいい。
事務局：	教授陣とか生徒さんということですよ。 前に1回開催しましたね。2年ぐらい前ですかね。まだ生誕などでは開催していないので、また節目節目で開催するような形で考えていただきます。
会長：	そのような計画も、仮の計画でちょっと見えるようにしておいた方がいいかもしれませんね。5年間の期間で見れば、この年にこの人の節目があり得るとか。そうでないと、毎年同じような形で、矢野橋村がぽっと出てくる気がします。極端に言えば、去年、大阪美術学校展を開催したか

	ら、今年は大阪美術学校の関係はゼロにして、違うのを開催するという考え方もあり得ましたが、矢野橋村を引っ張っているから、それに因んだ展示を続けたらいいのかなと思います。 本当は、引っ張ったらいいいのは、前から言っている美術学校の校友会月報の復刻版。そんなに費用をかけずに出すことができるので、出ればすごく美術業界では目立つと思う。欠けている号があったとしても、あれは全部そのままでもいいのでまず出して、最初に少しでも文章を付けたら発信できるからいいと思うのですが。他に何かありますか。
副会長：	多分、次の報告と関わってくるのだと思うのですが、一番最初のギャラリー展示のところで、ギャラリーの利用がなかったので展示をお考えになったというところで、とてもいいことだと思います。これは全く利用が、どこの部屋もなかったということになるのですよね。あまりこういうことは考えないけれども、丸々空いたからお考えになったということですか。この柵をしているのは、結界ですよね。
事務局：	そうです。結界です。 結局、(監視の) 人員を置けなかったの。
副会長：	ということですよ。
事務局：	本当はもっと結界を低くしたくて、立体の台を置こうかなとか思っていたのですが、数が足りなかったので仕方なくベルトパーテーションにしました。 我々としても、ギャラリーが全部閉まってしまっているというのはよろしくないだろうという判断で、くずはアートギャラリーがあった頃でも、貸出がなかった時は市の作品展をやっていました。来られたら必ず何かやっているという状況を作りたいということもあって、今回も学芸員と担当者が企画しました。ただ、ずっと受付ができなかったものですから、結界を作った形で対応させていただきました。カウントについても、あくまでも正の字を書いていただくようなカウントとしました。本当はもっといらっしゃったと思うのですが、無人のカウントとしてはこれが精一杯でした。
会長：	この展覧会の前田藤四郎というのは、30 年ぐらい前に展覧会やっているでしょう。
事務局：	やっています。
会長：	その時、私は文章を書きましたが、枚方市に住む版画家の協力で開催しました。藤四郎の作品で 1 個だけ『香里風景』というのがあって、市は『香里風景』を持っていないのかな。大阪府が持っているから。 『香里風景』というのが、枚方市にとっては本来重要な作品で、枚方の香里園の開発をした時に、香里園のモデルハウスの中で版画展を開催し、そこに出品された作品だと思うのです。だから、大阪都心のサラリーマンが近郊に家を建てた時に、香里園を開発した時の家にはこんな版画が向いていますよというのを作った作品です。今回、穴が空いたから緊急措置の展覧会でしたが、主体的に考えたら、枚方市の歴史で香里園の開発、京阪と香里園開発で展覧会をもし考えるとしたら、前田藤四郎の香里風景を出せばいい。江之子島が所有しているかな。イメージはショールームの建物の中に掛ける版画を宣伝したい。サラリーマンのために。
委員：	私も、この前田藤四郎さんの展覧会の手書きカウントというのが、意味が分からないなと思っていたのですが、利用者というのは見に来られた方ということですか。
事務局：	入口に作品リストがあって、その横にカウントするために正の字をお願いしますという案内を置いて、それで書いていただいた数が 171 です。 利用者というのは入場者です。
委員：	セキュリティ的な管理ができないということもあって、版画にされたのですかね。

事務局：	そういう意味もあります。作品に被害が及ぶ可能性があると考えリスクを最小限に抑えるため、表面にアクリル板がある版面にしました。
委員：	ちなみに、あそこのギャラリーには監視カメラは付いてますか。
事務局：	現状、付いていないです。
委員：	市の財産の作品にはなりますので、なんとかならなかったかなという思いはあります。今は照明のダクトに付けられるカメラとかもあったりすると思いますので。それも何か起こってからのチェックにしかできないですけれども。あと、予算が組まれていなかったということだと思うのですけれども、ボランティアさんとかセンターの応援団みたいな、何か協力していただける方を募ることはできなかったのでしょうか。今後も展示で少しでも見ていただくというのは良いことだと思いますので、その一方で、作品の安全を図るということで、工夫していただけたらと思います。 先ほどの橋爪会長がおっしゃっていた矢野橋村の話は、私も思っていたのですが、去年の展覧会で矢野橋村の名前というのは、結構市民にも浸透したかなと思いますので、今回のご報告でもあった矢野橋村以外の周辺の作家を取り上げた企画がどんどん出てくると思います。その時に何か冠のような「シリーズ大阪美術学校」をつけていただき、これも美術学校の関係かと分かる取り組みもあっていいのかなと思いました。
会長：	大阪美術学校シリーズ1とか2とか、色々考えてください。
委員：	ちょっと関係があればなんでも関連付けることができます。
事務局：	昨年も会長からご意見いただいて、年間の矢野橋村シリーズを集約したようなチラシにすると、色々な所へ行っていただけるようなケースもあるということで、横展開を意識したチラシを作成しました。これは年度計画を踏まえた中で、点で動くのではなくて線で動きなさいというのが、委員の先生のご意見だったと思っています。シリーズ化することで来られるというケースも多々あるかと思うので、また御殿山の方で色々考えていただいて、線で考えられるような形で、今後も続けていくようにしたいと思います。
事務局：	御殿山では毎年続けており、本当に100年先まで、大阪美術学校がここにあったということを伝えていかなければならないと思っています。来年は菅井汲さんを予定していますので、来年度の事業の報告でご紹介させていただければと思います。
会長：	何かその辺の押し出しを少し強めにいけたらいいですね。
事務局：	大阪美術学校に関連して広げていくことについて、先ほどご意見をいただきましたけど、矢野橋村からどう広げていくかということも、とても大事だと思います。
会長：	去年作った図録の売り上げはどのような状況ですか。
事務局：	御殿山と課で販売をしております、御殿山の方が売れています。市の方は2冊くらいです。
会長：	よろしければ、次にいきましょうか。次は、総合文化芸術センター、ひらしん美術ギャラリーの利用結果について、事務局からご説明をお願いします。
事務局：	(資料3について事務局より説明)

会長 : 事務局 : 会長 : 事務局 : 会長 : 事務局 : 会長 : 事務局 : 会長 : 事務局 : 会長 :	《枚方市情報公開条例第 5 条第 1 号に規定する非公開情報が含まれるため非公開》 それでは、資料 4 の今後の事業計画についてご説明をお願いします。 (資料 4 について事務局より説明) 《枚方市情報公開条例第 5 条第 6 号に規定する非公開情報が含まれるため非公開》 では、次はひらしん美術ギャラリーの利用予定です。説明をお願いします。 (資料 5 について事務局より報告) 《枚方市情報公開条例第 5 条第 1 号に規定する非公開情報が含まれるため非公開》 次は、資料 7 の寄贈作品についてのご説明をお願いします。 (資料 7 について事務局から報告) 《枚方市情報公開条例第 5 条第 1 号及び 6 号に規定する非公開情報が含まれるため非公開》 次に 4 番、枚方美術家展の出品希望者についてご説明をお願いします。 (資料 8 について事務局から報告) 《枚方市情報公開条例第 5 条第 1 号及び 6 号に規定する非公開情報が含まれるため非公開》 続いて所蔵作品の修復計画について説明をお願いします。 (資料 9 について事務局より報告) 《枚方市情報公開条例第 5 条第 6 号に規定する非公開情報が含まれるため非公開》 では最後に、その他として事務局から連絡事項がありましたらお願いします。
4. 事務連絡	
事務局 :	では、本日の協議会の会議録につきましては、事務局で案を作成した後、委員の皆様にご確認いただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。次回の協議会の開催につきましては、11 月の中旬から下旬頃を予定しています。詳しい日程等につきましては、また後日調整させていただきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。
5. 閉会	
会長 : 全員 :	それでは、これで令和 7 年度第 1 回の枚方市美術推進委員協議会を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。 ありがとうございました。